

確認してください あなたの投票所

投票区	投票所	所在地	区	域
1	志津南まちづくりセンター	若草五丁目10	岡本町の一部、馬場町の一部、若草一～八丁目、追分南八丁目の一部	
2	志津小学校(体育館)	青地町827	馬場町の一部、岡本町の一部、山寺町の一部、青地町の一部	
3	志津まちづくりセンター	青地町561	青地町の一部、山寺町の一部	
4	追分町会館	追分五丁目6-5	追分一～三・五～七丁目、追分四・八丁目の一部 追分南一・二・八丁目の一部、追分南三～七・九丁目	
5	渋川中町会館	渋川一丁目7-14	渋川一丁目の一部、渋川二丁目、大路一丁目の一部、若竹町の一部	
6	渋川まちづくりセンター	西渋川二丁目9-38	西渋川一・二丁目、野村一丁目の一部	
7	大路まちづくりセンター	大路二丁目9-11	大路一丁目の一部、大路二・三丁目、若竹町の一部、渋川一丁目の一部	
8	市立まちづくりセンター	西大路町9-6	西大路町、野村一～三丁目の一部	
9	砂原会館	東草津一丁目4-20	東草津一・三丁目、東草津二丁目の一部	
10	草津まちづくりセンター	草津一丁目4-33	草津一丁目、草津二丁目の一部、東草津二丁目の一部	
11	西一会館	草津町1446-1	西草津一丁目、西草津二丁目の一部、草津町の一部、木川町の一部	
12	込田会館	草津三丁目13-81	草津二丁目の一部、草津三・四丁目、東草津二丁目の一部 東草津四丁目、草津町の一部、西草津二丁目の一部	
13	矢倉町会館	矢倉二丁目1-7	矢倉一・二丁目、東矢倉一～三丁目の一部、追分四丁目の一部 西矢倉一～三丁目	
14	矢倉まちづくりセンター	東矢倉二丁目13-6	東矢倉一～三丁目の一部、東矢倉四丁目、追分四・八丁目の一部 追分南一・二丁目の一部	
15	野路コミュニティセンター	野路七丁目1-18	野路四～九丁目、野路東三丁目の一部、野路東四～七丁目、野路町の一部	
16	桜ヶ丘会館	桜ヶ丘四丁目3-4	野路町の一部、野路東一・二丁目、野路東三丁目の一部 桜ヶ丘一～五丁目	
17	老上小学校(体育館)	野路町517	野路町の一部、南草津一～五丁目、橋岡町の一部、矢橋町の一部	
18	南笠東小学校(正面玄関内)	南笠東四丁目4-1	南笠東一丁目、南笠東三・四丁目、笠山一～八丁目	
19	南笠公民館	南笠町1217	南笠町の一部、南笠東二丁目	
20	橋岡会館	橋岡町71	橋岡町の一部、矢橋町の一部	
21	矢橋総合会館	矢橋町1199-1	矢橋町の一部	
22	新浜会館	新浜町68-1	新浜町、矢橋町の一部、南笠町の一部	
23	新田会館	木川町898-3	木川町の一部、草津町の一部	
24	出屋敷会館	木川町833-1	木川町の一部	
25	野路小林町自治会館	野路二丁目13-2	野路一～三丁目	
26	木川町農業会館	木川町517	木川町の一部	
27	山田まちづくりセンター	南山田町678	山田町、北山田町の一部、南山田町の一部	
28	北山田会館	北山田町787	北山田町の一部	
29	南山田会館	南山田町776	南山田町の一部、御倉町	
30	野村会館	野村五丁目26-20	野村二・三・五丁目の一部、野村四・六～八丁目 川原一・二丁目の一部	
31	笠縫幼稚園	上笠一丁目6-1	上笠一～四丁目、上笠町、野村五丁目の一部、下笠町の一部	
32	笠縫東小学校(正面玄関内)	平井三丁目8-1	平井一～六丁目、平井町、川原一・二丁目の一部、川原三・四丁目 川原町	
33	駒井沢町公民館	駒井沢町317-1	駒井沢町、新堂町、集町	
34	下笠会館	下笠町3007-2	下笠町の一部、上笠五丁目	
35	常盤東総合センター	芦浦町319-1	上寺町、長束町、芦浦町	
36	下物会館	下物町113-1	下物町、下寺町	
37	常盤まちづくりセンター	志那中町111-1	志那中町、片岡町、穴村町	
38	吉田町会議所	志那町2620	志那町、北大萱町	

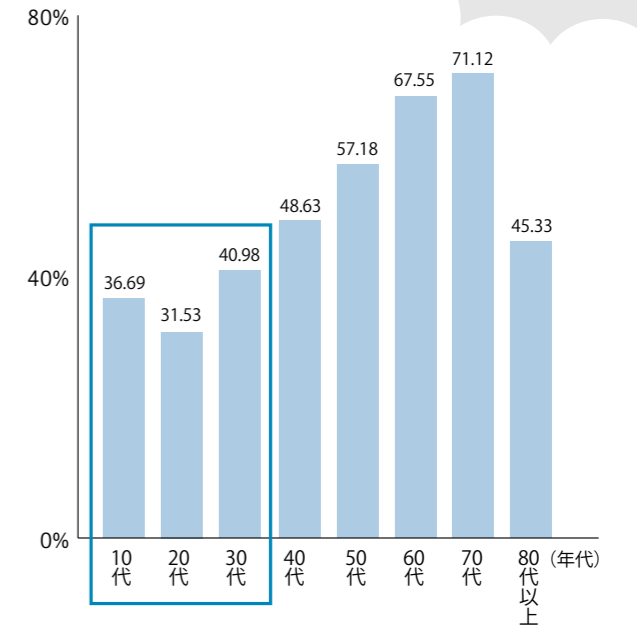
草津市における年齢別投票率

右のグラフは、7月21日執行の参議院議員通常選挙(選挙区)での、年代別の投票率を示したものです。10歳代から30歳代について見てみると、40歳代以上と比較して投票率が低いことが分かります。

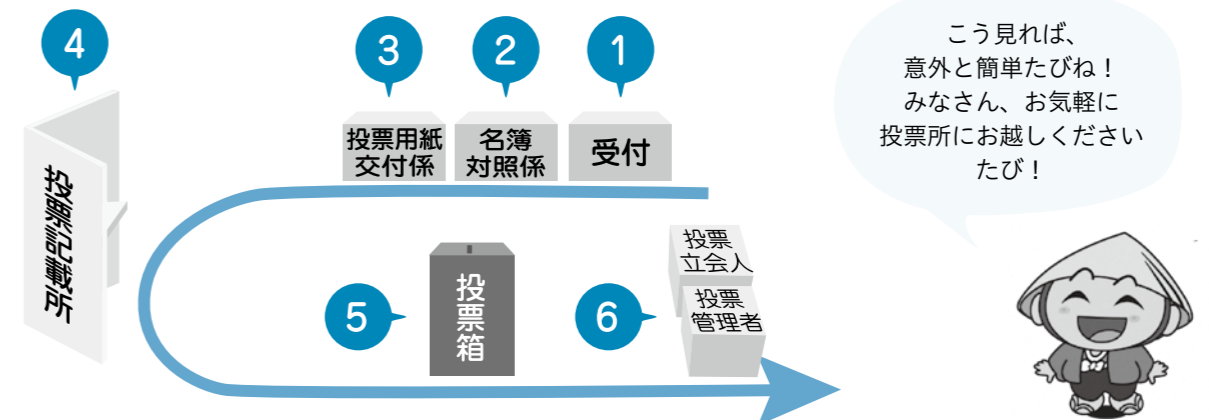
3ページのとおり期日前投票所を開設します！買い物や用事のついでに、手軽に投票ができるようになっています。各期日前投票所の混雑状況にもよりますが、3分程度で投票ができます。また、投票所入場券を持ってなくても投票ができます。

若年層の投票数が少なくなると、若者の声が市政に十分反映されなくなることも考えられます。

私たちのまちの将来を決める大切な一票です。みなさん、誘い合って投票に行きましょう！



投票の手順について



START! 入口から投票所に入る

POINT!

未成年の人と入場できます。ただし、選挙人以外の方が投票用紙に候補者名などを記入したり、投票箱に投函することはできません。

1 受付

投票所入場券を係員に渡します。投票所入場券がなくても投票できます。無い場合は、係員にその旨を伝えてください。

POINT!

事前に自分の入場券を切り離しておく、スムーズに投票することができます！

2 名簿対照係

係員が、選挙人名簿への登録の有無をパソコンで確認します。

3 投票用紙交付係

係員が投票用紙を渡します。受け取ったら投票記載所へ進んでください。

4 投票記載所

記載所の正面の候補者の氏名を参考に、投票用紙に候補者名を記入してください。

5 投票箱

投票用紙を、投票箱に投函します。

POINT!

投函口が2カ所ある場合がありますが、どちらに入れても大丈夫です！

6 出口に向かう

投票箱に投票用紙を投函すれば、投票手続は終了です。気を付けてお帰りください。

POINT!

「投票済証明書」が必要な場合は、気軽に係員にお声がけください！